

2017年11月21日
全国港湾17 発第31号
港運同盟発 17-第97号

厚生労働省 職業安定局
局長 小川 誠 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新 屋 義 信

港湾労働政策等に係る申し入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

ついては、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 労働法制に係る諸問題について

- (1) 所謂「同一労働同一賃金」に関する法整備について、港湾労働法に影響させないこと。
- (2) 上記(1)について、政府が進めようとしている労働者派遣法改正や労基法改正案について、港湾労働及び港湾労働法に波及させないこと。

2. 港湾産別制度賃金について

政府は昨年に続き、地域別最低賃金の引き上げを行おうとしている。

この政府の動きに呼応する意味に於いて、港湾産別制度賃金（最賃・あるべき賃金・基準賃金・標準者賃金）水準の引き上げをリードする施策を講じること。

3. 港湾労働者の雇用安定・職域拡大について

- (1) 港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。
- (2) 港湾労働法の全港・全職種適用について
我々港運労使は17春闘協定において、港湾労働法の全国適用について基本合意をみた。よって、次の対応を行うこと。
 - ① 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正の検討を行うこと。
 - ② 労政審港湾労働専門委員会に於いて上記を前提とした審議を行い、18春闘段階において、貴省として具体的な法整備を行うこと。
- (3) コンテナターミナルゲート作業（ダメージ、シールチェック等）を港湾労働者の職域として現行港湾労働法での法的対応をとること。
具体的には、コンテナターミナルゲート作業に従事する労働者に対し港湾労働者証を発行し且つ、その労働者は港湾運送事業法での許可事業者により雇用された港湾労働者とする。
- (4) 検査職種事業者の指定事業体（専ら派遣）問題について
検査職種事業者が実施している指定事業体での所謂専ら派遣問題について、港運労使と共に問題解決に向けた取り組みを共同で行うこと。
- (5) 六大港の港湾倉庫の指定のあり方について
 - ① 海貨貨物を扱う全ての倉庫を港湾倉庫として指定すること。
 - ② 倉庫内テナントに於いて海貨貨物を扱う場合、そのテナントについて港湾倉庫として指定すること。
 - ③ 具体的に各地区関係行政に対し法改正を以て対応すること。
 - ④ ついては、六大港港湾倉庫指定のあり方について、対策協議の場を設定すること。
- (6) 地方港に於ける特定港湾倉庫の指定のあり方について
 - ① 地方港に於ける特定港湾倉庫指定状況について書面で開示すること。
 - ② 地方港に於ける特定港湾倉庫指定のあり方について港運労使と関係行政（地区行政含む）との三者協議を行うこと。
- (7) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法でいう許可事業者により雇用された労働者とする。
尚、国交省と連携し上記の対応を直ちに図ること。
- (8) 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について
 - ① 港湾労働の特殊性である波動性について、全て常用労働者で対応しうる具体的な施策を講じること。については、港運労使との三者協議を設置すること。
 - ② この間、港湾労働法でいう雇用の優先順位について常用労働者使用を最優先とす

べく指導を各地区労働局に対し更に徹底すること。

③ 労政審港湾労働専門委員会での港湾雇用安定等計画の基本事項とすること。

④ 六大港以外についても同様の措置を講じること。

(9) 港湾労働者証発行のあり方について

① 非港湾運送事業者に雇用された労働者に対し港湾労働者証を発行しないとした法整備を行うこと。

② 港湾労働者証について港湾運送事業法でいう業種区分を明確にした港湾労働者証とすること。尚、港湾労働者証の様式のあり方について直ちに港運労使との三者協議を設置すること。

4. 港湾労働の安心、安全を確保するために

(1) 港湾労働の石綿被災対策について

① 港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

② 港運労使・関係行政との所謂四者協議を直ちに再開すること。

③ 港湾施設に於ける石綿対策を直ちに講じること。

(2) フレキシブルバッグの損傷で、海上コンテナから食用油が漏れたために事故が発生した件が、2016年10月30日付、事業用自動車事故調査報告書によって、事故の原因が運転手の急ブレーキによるものと確定された。運送事業者への対策の周知だけでは限界があることから、経済産業省・消防庁など関係機関と連携して、同バッグによる輸送を禁止する措置とフレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させないよう法的整備を行うこと。

以上